

# 医療保険等 年金

7

- \* 医療保険制度
- \* 医療保険の給付
- \* 年金制度
- \* 船員保険
- \* 融資
- \* 不服申立て
- \* 雇用保険
- \* 労災保険

## 40秒に1回の割合で救急出場

平成29年中の救急出場件数78万5,240件、一日平均2,151件出場し、実に40秒に1回の割合で出場したことになります。

緊急ではないのに救急車を要請すると、本当に救急車を必要とする事故が発生した場合、遠くの救急車が出場することになり、到着が遅れることで、救える命が救えなくなるおそれがあります。

救急車の適正利用について、皆様の御理解と御協力をよろしくお願い致します。

◆「今すぐ病院に行ったほうがいいのか?」「救急車を呼んだほうがいいのか?」など迷った場合は・・・

### 東京消防庁救急相談センター 携帯電話・PHS、プッシュ回線から#7119

その他の電話や携帯電話等で 23区 03(3212)2323  
つながらない地域の場合は… 多摩地区 042(521)2323

急な病気やケガをした場合に、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか?」「救急車を呼んだほうがいいのか?」など迷った際の相談窓口として、「東京消防庁救急相談センター」を開設しています。

東京消防庁救急相談センターでは、これらの相談に、相談医療チーム(医師、看護師、救急隊経験者等の職員)が、24時間年中無休で対応しています。

### 東京版救急受診ガイド

#### パソコン・携帯電話・スマートフォンから

急な病気やケガをした場合に、「今すぐ病院に行ったほうがいいのか?」「救急車を呼んだほうがいいのか?」など迷った場合に、パソコンや携帯電話、スマートフォンから確認できる「東京版救急受診ガイド」を提供しています。

#### パソコン・スマートフォン

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuumuka/guide/main/>

#### 携帯電話

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kyuuumuka/guide/m/00kiyaku.html>



傷病者の様子や事故の状況等から、急いで病院へ連れて行った方がよいと思ったときには迷わず119番通報をしてください。

東京消防庁

◆入退院、通院、一時帰宅、病院間の転院、引越越し時の病気の方の移動などの場合は・・・

### 東京民間救急コールセンター

0570-039-099

(上記番号につながらない場合、03(3262)0039)

受付24時間 音声ガイダンスによりご案内しています。

なお、平日の9時から17時まではオペレーターも対応可能です。

※緊急性がない場合の搬送手段として、車椅子や寝台のまま移送する民間救急車や、救命講習を受講した運転手が乗務するサポートCab(タクシー)を御案内しています。

搬送費は有料となります。

## 医療保険制度

医療保険制度は、疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な保険給付をしている。被用者を対象とした健康保険、船員保険、各種共済組合、これらの人以外の地域住民を対象とした国民健康保険及び75歳以上(一部65歳以上)の人を対象とした、後期高齢者医療制度があり、国民はいずれかの保険に加入する仕組みになっている。

この項は、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者・保険料(税)について掲載している。給付については、各制度に共通の事項が多いため、次の医療保険の給付の項(182頁)に掲載してある。また、船員保険については、203頁から掲載してある。

### 問合せ

#### 全国健康保険協会管掌健康保険については

○保険給付・任意継続被保険者に関すること  
全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部  
☎6853-6111(代表)

○加入・保険料に関すること  
年金事務所(53・312頁)

#### 国民健康保険については

手続 区市役所・町村役場(302頁)・国民健康保険組合(315頁)

担当課 福祉保健局保健政策部国民健康保険課  
☎5320-4166、4168(直通)  
32-491~494、501・502(内線)

#### 後期高齢者医療制度については

手続 区市役所・町村役場(302頁)

問合せ 東京都後期高齢者医療広域連合  
お問合せセンター又は総務部企画調整課

☎0570-086-519(お問合せセンター)

☎03-3222-4496(総務部企画調整課)

担当課 福祉保健局保健政策部国民健康保険課  
☎5320-4285(直通)  
32-981・982(内線)

## ◇ 国民健康保険

健康保険や共済組合等に加入していない人は、全て国民健康保険に加入しなければならない。国民健康保険事業は、都、区市町村及び国民健康保険組合で行っている。

### ●被保険者

対象者 次の人以外は、全て都及び区市町村が行う国民健康保険の被保険者となる。ただし、外国人の場合は適法に3月を超えて在留する等の外国人で住所を有する者に適用される。

①健康保険・船員保険・公務員の共済組合など被用者保険の被保険者とその被扶養者 ②後期高齢者医療被保険者 ③生活保護の受給世帯員 ④国民健康保険組合の組合員とその世帯員 ⑤その他条例で定める人

(国保法第5条、第6条)

届出 被保険者になった日(他の医療保険の被保険者又はその被扶養者でなくなったとき)から14日以内に居住地の区市役所・町村役場等(302頁)へ

根拠法令等 国保法第9条、国保法施行規則第2条

### ●保険料(税)

国民健康保険料(税)は毎年度保険者(区市町村・国民健康保険組合)が定めており、医療分、後期高齢者支援金分及び介護分を合算

したものとなっている。

※後期高齢者支援金分とは、後期高齢者医療制度を支援するために徴収しているものである。

※介護分とは、介護保険第2号被保険者（40歳以上64歳までの方）に係る介護保険料を国民健康保険料（税）の一部として徴収しているものである。

区市町村の国民健康保険の場合には、一定の所得以下の世帯に対し、保険料（税）の軽減措置がとられている。

また、災害その他特別な理由により生活が著しく困難となった場合、保険者に申請することにより、保険料（税）が減免・徴収猶予される場合がある。

**年 額** 保険料（税）、賦課限度額は、各被保険者により異なる。

**納 付** 口座振替、納付書等による。

※65歳以上の年金受給者の被保険者を対象に、特別徴収も実施されている。

**給 付** 182頁参照

## ◇ 健康保険

健康保険には、主として中小企業の従業員を対象とした全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）と、大企業が単独または同種同業の企業が共同で健康保険組合を設立して行う組合管掌健康保険がある。

### ●被保険者

健康保険法第3条第2項の規定による被保険者(以下「法第3条第2項被保険者という。’)については180頁に掲載

**強制被保険者** 次のような事業所（強制適用事業所）に使用される人 ①常時5人以上の従業員を雇用する適用業種の事業所 ②常時1人以上の従業員を雇用する全ての法人事業

所

**根拠法令等** 健保法第3条

**適用業種** ①物の製造・加工等 ②土木・建築 ③鉱業・土石の採取 ④電気 ⑤運送 ⑥貨物の積みおろし ⑦清掃等 ⑧物の販売・配給 ⑨金融・保険 ⑩物の保管・賃貸 ⑪あっせん ⑫集金・案内・広告 ⑬教育・研究・調査 ⑭医療 ⑮通信・報道 ⑯社会福祉

**根拠法令等** 健保法第3条

**非適用業種** ①農業・畜産業・水産業・林業など第一次産業 ②旅館・飲食店・料理店・接客業・娯楽業・理美容業などサービス業 ③弁護士・税理士・会計士など法務業 ④神社・寺院・教会など宗務業

**任意適用被保険者** 次のような事業所（任意適用事業所）に使用される人 ①従業員が5人未満で個人経営の適用業種の事業所 ②非適用業種で個人経営の事業所

なお、任意適用事業所は、従業員の半数以上の同意を得て認可を受けた場合は健康保険の適用事業所となり、全従業員が被保険者となる。ただし、事業主は被保険者にならない。

**根拠法令等** 健保法第31条

**任意継続被保険者** 被保険者期間が継続して2か月以上ある人が資格を失った場合、2年間は個人で被保険者の資格を継続できる制度。保険料は事業主負担相当分も個人で負担。手続は、資格喪失後20日以内に居住地の全国健康保険協会都道府県支部又は所属していた健康保険組合へ

**根拠法令等** 健保法第3条

**被扶養者** ①被保険者の父母・祖父母など直系尊属と配偶者・子・孫・兄弟姉妹のうち、主として被保険者の収入によって生計を維持

している人 ②被保険者の3親等以内の親族等で、被保険者と同一世帯にあって、主として被保険者の収入によって生計を維持している①以外の人

**根拠法令等** 健保法第3条

### ●保険料

（法第3条第2項被保険者は181頁に掲載）

健康保険の保険料は、被保険者の報酬に応じて一定の割合で決められる。報酬を基に標準報酬月額を決め、保険料計算の基礎になっている。標準報酬月額保険料額表は293頁を参照

**保険料** 全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）では都道府県支部ごとの保険料率（東京支部は、平成30年3月分（4月納付分）から9.90%（介護保険第2号被保険者（72頁）は11.47%）。組合管掌健康保険では標準報酬月額の3%から13%の範囲（介護保険料率を除く。）

**免除** 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）により3歳未満の子を養育するための育児休業等をしている被保険者が届出をした場合、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業終了日の翌日が属する月の前月までの期間の保険料が免除される。また、産前産後休業をしている被保険者が届出をした場合、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業（産前6週間産後8週間）が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間の保険料が免除される。

**根拠法令等** 健保法第159条、第159条の3、第160条、第161条、第162条

**標準報酬月額** ①資格取得時決定 採用時に、その新規採用者が受けるであろう報酬の

額によって標準報酬月額を決定 ②定時決定 毎年7月に、4月から6月までに受けた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめて、その年の9月以降の標準報酬月額を決定 ③随時改定 報酬額の変動があった月以降3か月の間に受けた報酬の平均額が従前の標準報酬月額と比較して一定額以上の変動があったときは、変動月の4か月目から変更 ④育児休業等終了時改定 育児休業等終了日に3歳未満の子を養育している被保険者は、事業主を経由して申し出た場合、育児休業等終了日の翌日の属する月以降3か月間に受けた報酬の平均額に基づき、4か月目から変更 ⑤産前産後休業終了時改定 産前産後休業終了時に当該産前産後休業に係る子を養育している被保険者は、事業主を経由して申し出た場合、産前産後休業終了日の翌日の属する月以降3か月間に受けた報酬の平均額に基づき、4か月目から変更

**根拠法令等** 健保法第41条、42条、43条、43条の2、43条の3

**賞与に対する保険料** 賞与金額から1,000円未満を切り捨てた額を標準賞与額とし保険料率を掛けて算出する。標準賞与額は、年度累計573万円を上限とする。

**根拠法令等** 健保法第45条、160条、161条、162条

**納 付** 事業主が毎月の給料から前月分の保険料を控除して納付。賞与に対する保険料は当該賞与から控除する。任意継続被保険者の保険料については自ら納付（前納ができる。）

**根拠法令等** 健保法第164条、第165条、第166条、第167条

**給 付** 182頁参照

●法第3条第2項被保険者（日雇特例被保険者）

**対象者** 適用事業所に使用される次の①～④いずれかに該当する人は、日雇特例被保険者となる。なお、①で1か月を越え、引き続き使用される場合は1か月を越えた日、②で所定の期間を超え引き続き使用される場合は契約期間終了の翌日から、健康保険の一般被保険者となる。

- ①日々雇い入れられる人
- ②2か月以内の期間を定めて使用される人
- ③季節的業務(4か月以内)に使用される人
- ④臨時的業務(6か月以内)に使用される人

**根拠法令** 健保法第3条第2項、第3条第8項  
**適用除外** 後期高齢者医療の被保険者又は次のア～カのいずれかの事由に該当する場合は、日雇特例被保険者の適用除外の承認を受けることができる。

- ア. 引き続き2か月間に通算して26日以上使用される見込みがないことが明らかであるとき
- イ. 健康保険の任意継続被保険者であるとき
- ウ. 国民健康保険の被保険者で、他に本業を有する者が日々使用されるとき
- エ. 昼間学生で休暇期間中にアルバイトとして短期間使用されるとき
- オ. 他の社会保険の被扶養者であり家事専従者であるが、余暇を利用して日々使用されるとき
- カ. 被用者保険の被保険者で、他に本業を有する者が臨時的に日々使用されるとき

**根拠法令** 健保法第3条第2項

**届出**

**日雇特例被保険者**

初めて日雇特例被保険者になった日から5

日以内に居住地の年金事務所又は指定市町村の役場に届け出て「健康保険被保険者手帳」の新規交付を受ける。

「健康保険被保険者手帳」に、健康保険印紙を貼付する余白がなくなったときは、再交付申請をしなければならない。

なお、「健康保険被保険者手帳」は、保険に加入していることを示すもので、保険証ではないため、「健康保険被保険者手帳」では療養の給付は受けられない。指定市町村は、東京都多摩地区の武蔵野市、立川市、八王子市、府中市、多摩市、東大和市、福生市、羽村市、あきる野市、東久留米市、瑞穂町、奥多摩町、日の出町、檜原村を除く全市町

添付書類は、住民票の写し（外国人の場合で、3か月以下の在留期間が決定された者等は旅券、在留資格証明書でも可）

**健康保険被保険者手帳の再交付**

「健康保険被保険者手帳」の更新・交換・再交付・書換えが必要な場合は、次の期限までに居住地の年金事務所又は指定市町村の役場に届出を行う。

- 更新…余白がなくなった月の翌月末日
- 交換…40歳又は65歳に達したとき、速やかに再交付および書換え…速やかに

**根拠法令** 健保法第126条

**日雇特例被保険者の適用除外**

住所地を管轄する年金事務所へ速やかに「被保険者適用除外承認申請書」を届出する。適用除外の事由に応じて次のいずれかの書類の添付を求める。

- ①在学証明書のコピー、②身分証明書のコピー、③被保険者証のコピー

**根拠法令** 健保法第3条

●法第3条第2項被保険者（日雇特例被保険者）の保険料

適用事業所の事業主が、健康保険法第3条第2項に規定される日雇特例被保険者を雇用したときの保険料納付は、使用する日ごとに日雇特例被保険者の所持する被保険者手帳に報酬額（日額）に応じた健康保険印紙を貼付し、これに消印する方法（印紙納付）により保険料を納付する。

また、印紙による納付ができなかった場合は、事業主はすみやかに、事業所の所在地を管轄する年金事務所へ「印紙貼付不能調書」を提出し、納入告知書により現金で納付する。  
**報酬額(日額)** 事業主と被保険者で負担(295円参照)

**根拠法令** 健保法第168条、第169条

●法第3条第2項被保険者（日雇特例被保険者）の受給資格の確認（保険証）

日雇特例被保険者が医療機関等で療養の給付(182円)を受けられるのは、原則「健康保険被保険者受給資格者票」の確認欄に確認印が押されている月のみとなる。協会けんぽ窓口または指定市町村窓口へ提出した「健康保険被保険者手帳」に、診療を受けようとする月の前2か月で26枚以上または前6か月で78枚以上の印紙が貼付されていることが確認されると、確認印が押された「健康保険被保険者受給資格者票」が発行され、これを医療機関等の窓口へ提出すると療養の給付が受けられる。  
**給付** 182円参照

**根拠法令** 健保法第129条

◇ 後期高齢者医療制度

75歳以上の方を対象とした医療制度であり、都内の全ての区市町村が加入する東京都

後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が主体となって運営している。

●被保険者

**対象者** ①都内に住所を有する75歳以上の人 ②都内に住所を有する65歳以上で加入を希望し、一定の障害※の状態にあることについて広域連合の認定を受けた人

- なお、以下の人は対象にならない。
- ①生活保護を受けている世帯に属する人
- ②その他厚生労働省令で定める人

**根拠法令等** 高齢者の医療の確保に関する法律(以下「高齢者医療確保法」という。)第50条、第51条

※高齢者医療確保法施行令第3条別表

**届出** ①都内在住で新たに75歳になる人は、手続不要。ただし、都内に新たに転入、都内で引越し、都外に転出、生活保護を受給することになった場合などは、お住まいの区市役所・町村役場(302円)へ。②65歳以上で一定の障害があることの認定を受ける人は、必要書類を添えてお住まいの区市役所・町村役場(302円)へ

**根拠法令等** 高齢者医療確保法第54条

●保険料

保険料は広域連合が被保険者ごとに、毎年度決定する。保険料を算定するための保険料率は2年ごとに見直しされる。なお、所得が一定額以下の場合には軽減される。また、後期高齢者医療制度に加入する直前に、社会保険の被保険者の被扶養者だった人も軽減あり。  
**年額** 都内の場合(30・31年度) 均等割額(1人年額43,300円) + 所得割額(所得額×8.80%) = 保険料(上限62万円・年額) 保険料の決め方は、広域連合(181円)へ。個人の保険料の詳細は、お住まいの区市役所・

町村役場（302号）へ

**根拠法令等** 高齢者医療確保法第104条

**納付** 年金からの天引き（年金が年額18万円未満の人、介護保険料との合算額が年金額の2分の1を超える人等は納付書）

なお、希望により口座振替による支払も可能

**根拠法令等** 高齢者医療確保法第107条、108条

**給付** 182号参照

## 医療保険の給付

医療保険の給付には、①病気やけがに対する医療サービスの給付（現物給付）②療養費などの支給（現金給付）③出産育児一時金・葬祭費の支給（現金給付）等がある。

療養の給付として診療を受けたり、療養費の支給対象となる病気やけがの範囲には、次のものは原則として含まれない。①美容整形、近視の手術、正常分娩費用②健康診断③予防注射④経済上の理由による妊娠中絶など

また、業務上のけがや病気が労働者災害補償保険法や労働基準法などに基づいて診療が受けられるため、医療保険では診療を受けられない。自動車事故など第三者の行為によって受けた傷病について保険で診療を受けるときは、「第三者の行為による傷病届」を各保険者（区市役所・町村役場・国民健康保険組合・全国健康保険協会・健康保険組合）に提出しなければならない。

給付を受ける権利は2年で時効になる。

### ◇ 病気やけがに対する給付

#### ● 現物給付

医療保険では、被保険者等が病気やけがをしたとき、保険を扱っている病院や診療所（保険医療機関等）の窓口で被保険者証を提出し、診察、治療などの医療を受ける方式を原則と

している。すなわち、医療を受けるのに必要な金銭を給付するのではなく、病気やけがを治すのに必要な医療そのものを現物で給付する方式（現物給付）をとっている。

**療養の給付** 被保険者の病気やけがに対して行われる、①診察②薬剤又は治療材料の支給③処置、手術、その他の治療④居宅における療養上の管理、世話及び看護⑤入院（食事の費用を除く）、看護の給付（健保法第63条、国保法第36条、高齢者医療確保法第64条）。ただし、往診の自動車代、保険で認められていない薬の使用等については給付を受けられない。

**入院時食事療養費** 被保険者が入院した場合に受けた食事の費用について行われる給付（健保法第85条、国保法第52条、高齢者医療確保法第74条）

**入院時生活療養費** 療養病床に入院する65歳以上の方の生活療養に要した費用について行われる給付（健保法第85条の2、国保法第52条の2、高齢者医療確保法第75条）

**保険外併用療養費** 被保険者が病気やけがのため、評価療養（先進医療、医薬品の治験など）や選定療養（特別室の入院、予約診療など）を受けた時に、療養の給付と同様の部分について行われる現物給付（健保法第86条、国保法第53条、高齢者医療確保法第76条）

**家族療養費（健康保険のみ）** 健康保険の被扶養者の病気やけがに対して療養の給付と同様に行われる給付（入院時の食事の費用を含む。）（健保法第110条）

**訪問看護療養費・家族訪問看護療養費** 寝たきりの状態にある被保険者及び健康保険の被扶養者が、指定訪問看護事業者（訪問看護ステーション）から受ける訪問看護の現物給付（健保法第88条、第111条、国保法第54条の2、高齢者医療確保法第78条）

**自己負担** 療養の給付を受ける場合、次の割合に応じた自己負担をしなければならない。

#### ① 国民健康保険の場合

被保険者の年齢に応じて、次の自己負担となる。

年 齢	医療費の負担割合
義務教育就学前	2 割
義務教育就学後70歳未満	3 割
70歳以上75歳未満	2 割※ (現役並み所得者は3割)

※生年月日が昭和19年4月1日までの一般所得者の自己負担は、特例措置により1割に据置き（国保法第42条～第44条の2）

また、災害その他特別の理由により、自己負担の支払が困難な場合、自己負担の減免・徴収猶予が受けられる（国保法第43条～第44条）。

なお、入院時の食事の自己負担は、1食460円で、1日の負担額は3食に相当する額を限度とする。ただし、住民税非課税世帯等は次の自己負担となる。

- ・住民税非課税世帯  
90日までの入院 1食210円  
90日を超える入院 1食160円  
(過去12か月の入院日数)
- ・住民税非課税世帯で、所得が一定基準に満たない70歳以上被保険者 1食100円

・指定難病患者又は小児慢性特定児童 1食260円

・平成28年4月1日において概に1年を超えて精神病床に入院している者 1食260円

②健康保険の場合 被保険者（法第3条第2項被保険者を含む。）及び被扶養者の年齢に応じて、次の自己負担となる。

- ・義務教育就学前 医療費の2割
- ・義務教育就学後70歳未満 医療費の3割
- ・70歳以上75歳未満 医療費の2割

※生年月日が昭和19年4月1日までの一般所得者の自己負担は、特例措置により1割に据置き（現役並み所得者は3割）

（健保法第74条 健保法第110条）

また、災害その他特別の理由により、自己負担の支払が困難な場合、自己負担の減免・徴収猶予が受けられる（健保法第75条の2、同第110条の2）。

なお、入院時の食事の自己負担は、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担が加わり、1食当たり460円。ただし、低所得者、難病患者、小児慢性特定疾病患者は負担額を据置き次の自己負担となる。

- ・住民税非課税世帯 1食210円
- ・住民税非課税世帯で、所得が一定基準以下 1食100円

（健保法第85条）

また、訪問看護に係る費用の基本利用料の3割を自己負担 70歳以上の被保険者については2割負担

※生年月日が昭和19年4月1日までの一般所得者の自己負担は、特例措置により1割に据置き（現役並み所得者は3割）

（健保法第88条）

③後期高齢者医療制度の場合 被保険者の所

得に応じて次の自己負担となる。

- ・現役並み所得者 3割
- ・上記以外 1割

(高齢者医療確保法第67条)

なお、入院時の食事の自己負担は1食460円で、1日の負担額は3食に相当する額を限度とする。ただし、住民税非課税世帯等は次の自己負担となる。

・住民税非課税世帯

90日までの入院 1食210円

90日を超える入院 1食160円

・住民税非課税世帯で、所得が一定基準に満たない人及び老齢福祉年金受給者 1食100円

・指定難病患者 1食260円

・精神病院へ平成27年4月1日以前から継続して入院した者 1食260円

(高齢者医療確保法施行規則第35条)

また、訪問看護に係る費用の基本利用料の1割は自己負担(現役並み所得者は3割)

(高齢者医療確保法第78条)

**診療を受けられる期間** ①国民健康保険・後期高齢者医療制度の場合 被保険者である期間 ②健康保険の場合 被保険者又は被扶養者である期間 ③健康保険法第3条第2項被保険者の場合 診療を受けるには、診療を受ける月の前2か月間に通算して26日分以上又は前6か月間に通算して78日分以上の保険料を納めていることが必要。診療を受けられる期間は、同一の病気やけがについて、被保険者及び被扶養者とも療養の給付等を受け始めた日から1年。ただし、この期間経過後であっても所定の保険料を納めているときは、引き続き保険で診療を受けられる。

(健保法第129条)

なお、初めて手帳の交付を受けた場合など

受給資格発生前に病気やけがをしたときは、事前に全国健康保険協会又は委託市役所・町役場から特別療養費受給票の交付を受け、それを保険医療機関に提出することにより、被保険者・被扶養者とも3割の自己負担で手帳の交付を受けた日の属する月の翌々月の末日まで(月の初日に交付を受けた場合は翌月の末日まで)診療を受けられる。

(健保法第145条)

### ●現金給付

現物給付が困難な場合などで被保険者等が一時立替払いをした場合のために、後で現物給付に相当する額を金銭で給付する方式(現金給付)が設けられている。

また、健康保険においては、病気やけがで労務不能となった場合には休業補償として現金給付が行われる。

請求は各保険者(区市役所・町村役場・国民健康保険組合・全国健康保険協会・健康保険組合)へ。

**療養費** 次のような場合で、保険者がやむを得ないと認めた場合に行われる現金給付

**根拠法令等** 健保法第87条、第110条、国保法第54条、高齢者医療確保法第77条

①コルセット・義眼、リンパ浮腫治療用の弾性着衣などの治療材料や柔道整復師による治療など、保険医療機関で給付できないものを受けたとき。

②被保険者証の交付を受ける前又はやむを得ない事情で被保険者証が手元になく診療を受けたとき。

③やむを得ない事情により保険医療機関以外で診療を受けたとき。

**移送費** 病気やけがで移動困難な被保険者及び被扶養者が、療養上必要があり移送され

たときで、緊急その他やむを得ないと保険者が認めた場合にその費用について支給

**根拠法令等** 健保法第97条、国保法第54条の4、高齢者医療確保法第83条

**高額療養費** 被保険者及び被扶養者の1か月の自己負担額(入院時の食事等に係る自己負担額を除く。)をそれぞれ各月ごと同一医療機関(医科・歯科別、入院・通院別)ごとに合算し、その額が下表の自己負担限度額を超えたときは、その超えた額を高額療養費として支給。ただし、①同一世帯で1か月2万1,000円以上の自己負担額(70歳未満の場合)が2件以上ある場合はこれらを合算し、下表の自己負担限度額を超えたときは、その超えた額を支給 ②同一世帯で直近の12か月間に既に3回以上の高額療養費の支給を受けたときは、4回目から下表の自己負担限度額を超えた額を支給 ③長期間高額な治療を必要とする疾病で、厚生労働大臣が定めるもの(血友病・人工透析を要する慢性腎不全及び血液製剤に起因するHIV感染者)については、1か月に1万円(人工透析を要する70歳未満で旧ただし書き所得600万円超の2区分の者は2万円)を超えた額を現物支給(70歳未満の方)

	自己負担限度額	②の自己負担限度額
国保:旧ただし書き所得(※)901万円超 健保:標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
国保:旧ただし書き所得600万円超901万円以下 健保:標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
国保:旧ただし書き所得210万円超600万円以下 健保:標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
国保:旧ただし書き所得210万円以下 健保:標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額

(70歳以上の方)〔平成29年8月~平成30年7月〕  
※現役並み所得者等の基準など、詳しくは各保険者へ

	自己負担限度額		②の自己負担限度額
	個人単位(外来のみ)	世帯単位(入院含む)	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	14,000円(年間上限14万4千円)	57,600円	44,400円
非課税世帯 住民税	8,000円	24,600円	—
		15,000円	

70歳以上の方の上限額

〔平成30年8月~(予定)〕

概要区分	ひと月の上限額		②の自己負担限度額
	外来(個人ごと)	(世帯ごと)	
現役並み	年収約1,160万円~ 標準報酬月額83万円以上/課税所得90万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	年収約770万円~約1,160万円 標準報酬月額83万円以上/課税所得80万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
	年収約370万円~約770万円 標準報酬月額83万円以上/課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
一般	年収156万円~約370万円 標準報酬月額28万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円(年間上限14万4千円)	57,600円
	II 住民税非課税世帯 I 住民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円
非課税等			—

**根拠法令等** 健保法第115条、健保令第41条、第42条、国保法第57条の2、国保法施行令第29条の2~4、高齢者医療確保法第84条、高齢者医療確保法施行令第14条、第15条

**高額介護合算療養費** 医療保険の一部負担金の額と介護保険の利用者負担金の額の年間(8月~翌年7月)合計額が一定の限度額を超えた場合、超えた額を支給する。

自己負担限度額〔～平成30年7月〕

		後期高齢者医療制度 +介護保険	被用者保険 又は国民健康保険+介護保険 (70～74歳の方がいる世帯)	被用者保険 又は国民健康保険+介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)
現役並み 所得者	国保：旧ただし書き所得(※)901万円超 健保：標準報酬月額83万円以上	67万円	67万円	212万円
	国保：旧ただし書き所得600万円超901万円以下 健保：標準報酬月額53万～79万円	67万円	67万円	141万円
一般	国保：旧ただし書き所得210万円超600万円以下 健保：標準報酬月額28万～50万円	56万円	56万円	67万円
	国保：旧ただし書き所得210万円以下 健保：標準報酬月額26万円以下			60万円
住民税 非課税 世帯	Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	Ⅰ	19万円	19万円	

※総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額

<平成30年8月～>

	70歳以上
年収約1,160万～ 標報83万円以上 課税所得690万以上	212万円
年収約770万～1,160万 標報53～79万円 課税所得380万以上	141万円
年収約370万～770万 標報28～50万円 課税所得145万以上	67万円
一般(年収156万～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円

**根拠法令等** 健保法第115条の2、国保法第57条の3、高齢者医療確保法第85条

**傷病手当金** ①国民健康保険の場合 国民健康保険組合の一部で支給。支給額は組合ごとに規定 ②健康保険の場合 被保険者が業務外の病気やケガによる療養のため欠勤して給料が受けられないとき支給。給料が支払われていてもその額が傷病手当金の額より少ない

ときはその差額が支給される。1日あたりの支給額は、(支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額)÷30日で求められる額の3分の2。支給期間は休業第4日目から1年6か月間(健康保険組合の場合は付加給付を行うことが認められている。)。また、出産手当金と同時に受けられるときは傷病手当金の額が産前産後手当金の額よりも多ければ、その差額が支給される(健保法第99条、第103条、第108条、第109条)。また、健康保険法第3条第2項被保険者の場合は、療養の給付等を受けていることが必要で、支給額は1日につき、初めてその療養の給付等を受けた月の前2か月又は前6か月のうちで最も標準賃金日額の合計が多かった月の標準賃金日額の合計額の45分の1。支給期間は休業第4日目から6か月(結核性疾患は1年6か月)

**根拠法令等** 健保法第99条、第135条、国保法第58条第2項

⊕ 出産・死亡に対する給付

●国民健康保険の場合

出産・死亡に対して一時金等が支給される。請求は区市役所・町村役場(302円)・国民健康保険組合(315円)へ。

**出産育児一時金** 被保険者が出産(4か月以後の流産・人工妊娠中絶を含む。)したとき、1人につき40万4千円(ただし、産科医療補償制度の加入分娩機関の医学管理下における分娩の場合、1万6千円を加算し42万円)

**葬祭費** 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して支給

※出産育児一時金、葬祭費の金額は区市町村、国民健康保険組合により異なる。

**根拠法令等** 国保法第58条第1項

●健康保険の場合

(〔法第3条第2項被保険者は180円に掲載〕) 出産・死亡に対して手当金が支給される。健康保険組合の場合は付加給付を行うことが認められている。

請求は全国健康保険協会都道府県支部・健康保険組合へ。

**出産育児一時金(・家族出産育児一時金)** 被保険者(・被扶養者)が出産(4か月以後の流産・人工妊娠中絶を含む。)したとき、1人につき42万円

※在胎週数22週未満又は産科医療保障制度に加入していない医療機関等において出産した場合は40万4千円

**根拠法令等** 健保法第101条、第114条、健保令第36条

**出産手当金** 被保険者が産休のため給料を受けられないとき、出産の日(出産の日が出産予定日より遅れた場合においては出産予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)目から出産の日後56日目までの範囲で支給。支給額などは傷病手当金に同じ

**根拠法令等** 健保法第102条

**埋葬料(費)(・家族埋葬料)** 被保険者(・被扶養者)が死亡(死産を除く。)したとき、5万円を遺族(・被保険者)に支給。遺族がなく他人が埋葬を行ったときは、上記金額の範囲で埋葬にかかった実費を支給。被保険者が資格喪失後3か月以内又は資格喪失後、傷病手当金や出産手当金の継続給付を受給している間、及びそれらを受給しなくなった日から3か月以内に被保険者が死亡したときも同様に支給

**根拠法令等** 健保法第100条、第105条、第113

条、健保令第35条

**資格喪失後の給付** 被保険者期間が連続して1年以上ある人が資格を失ったときに、傷病手当金又は出産手当金を受給していたか受給条件を満たしている場合は、資格喪失後も被保険者と同様に支給される。

また、被保険者期間が連続して1年以上ある人が資格を失ってから6か月以内に出産したときは、出産育児一時金が支給される。

**根拠法令等** 健保法第104条、第106条

●法第3条第2項被保険者の場合

出産、死亡に対して一定の保険料納付要件のもとに、一般の被保険者と同様の給付が行われる。出産育児一時金・出産手当金は産前4か月に通算して26日分以上、家族出産育児一時金・埋葬料・家族埋葬料は産前・死亡前2か月に通算して26日分以上、又は6か月に通算して78日以上の保険料を納付していることが必要である。ただし、埋葬料については、療養の給付を受けている若しくは受けた後3か月以内に被保険者が死亡したときは、この納付要件はない。

また、傷病手当金、及び出産手当金の額は標準賃金日額により決められる。

標準賃金日額	第1級	3,000円	第2級	4,400円	第3級	5,750円	第4級	7,250円	第5級	8,750円	第6級	10,750円	第7級	13,250円	第8級	15,750円	第9級	18,250円	第10級	21,250円	第11級	24,750円
--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	--------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------	------	---------	------	---------

**根拠法令等** 健保法第124条

請求は全国健康保険協会(55円)へ

**出産育児一時金(・家族出産育児一時金)**

被保険者(・被扶養者)が出産(4か月以後の流産・人工妊娠中絶を含む。)したとき、

1人につき42万円

※在胎週数22週未満又は産科医療保障制度に加入していない医療機関等において出産した場合は40万4千円

**根拠法令等** 健保法第137条、第144条

**出産手当金** 被保険者が産休のため給料を受けられないとき、出産の日（出産の日が出産予定日より遅れた場合においては出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）目から出産の日後56日目までの範囲で支給。支給額などは傷病手当金に同じ

**根拠法令等** 健保法第138条

**埋葬料(費)（・家族埋葬料）** 被保険者（・被

扶養者）が死亡（死産を除く。）したとき、遺族で埋葬を行う者（・被保険者）に5万円を支給。遺族がなく他人が埋葬を行ったときは、上記金額の範囲で埋葬にかかった実費を支給

**根拠法令等** 健保法第136条、第143条

**●後期高齢者医療制度の場合**

被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対して、葬祭費が支給される。請求は区市役所、町村役場（302㉟）へ。

※金額は区市町村により異なる。

**根拠法令等** 高齢者医療確保法第86条

## 年金制度

年金制度では、老齢、障害、死亡の保険事故に対して必要な年金を支給している。現在の年金制度では、国民年金は全ての国民に共通の基礎年金を支給する制度となっており、厚生年金保険、共済組合は基礎年金に上乗せされる報酬比例の年金を支給する制度となっている。

なお、昭和61年4月1日において、既に年金を受けている人や60歳以上の人などは原則として旧制度が引き続き適用される。旧制度の国民年金については、195㉟から、旧制度の厚生年金保険については202㉟から掲載してある。

※年金額については平成29年4月1日現在のもの

### ⊕ 国民年金

**●被保険者**

国民年金の被保険者には、要件に該当すれ

ば当然に加入しなければならない強制加入被保険者と任意に加入できる任意加入被保険者がある。

**強制加入被保険者** ①第1号被保険者 日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人（次の②、③に該当する人及び被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者は除く。）

②第2号被保険者 厚生年金保険及び共済組合の被保険者（65歳以上の老齢（退職）年金の受給権者は除く。） ③第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

**根拠法令等** 国年法第7条、国年法附則第3条

**任意加入被保険者** ①日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人であって、被用者年金制度の老齢（退職）年金受給権者 ②日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人 ③日本国内に住所のない20歳以上65歳未満の日本

国民

**任意加入の特例** 老齢基礎年金を受給できない昭和40年4月1日以前生まれの人は、特例的に70歳になるまでの間で受給資格期間を満たすまで加入できる。

**根拠法令等** 国年法附則第5条 平成16年改正法附則第23条

**届出** 第1号被保険者は、被保険者となった日（20歳になったとき又は被用者年金制度の被保険者でなくなったとき）から14日以内に（任意加入被保険者は随時）住所地の区市役所・町村役場（302㉟）へ。また、第3号被保険者は、被保険者となった日から14日以内に配偶者が勤務する会社を経由して年金事務所（53・312㉟）へ

**根拠法令等** 国年法第12条、国年規則第6条の2

**●保険料**

国民年金の保険料は定額制で、通常の保険料のほかに付加年金を受けるための付加保険料もある。付加保険料は、第1号被保険者（任意加入者を含み、保険料の免除を受けている人及び国民年金基金加入者を除く。）に限り納付できる。

また、第2号被保険者及び第3号被保険者は、個別に国民年金の保険料を納める必要はない。

**月額** 1万6,340円 付加保険料は400円

**根拠法令等** 国年法第87条、第87条の2

**納付** 毎月の保険料を翌月の末日までに納付。時効は納期限後2年

**根拠法令等** 国年法第91条、第102条第4項

強制加入の第1号被保険者は、保険料の法定免除又は全額免除、一部免除（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）、学生納付特例（学生対象）、納付猶予（50歳未満対象）

が受けられる場合がある。手続は区市役所・町村役場で受け付ける。

なお、免除・学生納付特例・納付猶予を受けた期間については、10年以内であれば追納することができる。ただし、免除等を受けた年度の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した期間に応じて一定の額が保険料に加算される。

**根拠法令等** 国年法第89条・第90条・第90条の2・第90条の3・第94条・平成16年改正法附則第19条・平成26年改正法附則第14条

**法定免除** 次のいずれかに該当する場合は、届出をすれば保険料が免除される。

①障害基礎年金や旧厚生年金保険の障害年金などを受けているとき。 ②生活保護法による生活扶助を受けているとき。 ③厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

**根拠法令等** 国年法第89条

**全額免除・一部免除** 次のような場合は免除を申請し、承認を受けることにより保険料の全額又は一部（4分の1、半額、4分の3）が免除される。

①本人、配偶者及び世帯主の前年の所得が政令で定める基準以下のとき。 ②被保険者又は家族が生活保護法による医療扶助、教育扶助などを受けているとき。 ③住民税において障害者又は寡婦に該当し、前年の所得が政令で定める基準以下のとき。 ④天災、失業などで保険料を納めるのが困難な事情にあるとき。

**根拠法令等** 国年法第90条、第90条の2

**学生納付特例** 学生本人の前年の所得が政令の定める基準以下の場合、申請により承認されれば納付が猶予される。

**根拠法令等** 国年法第90条の3



**納付猶予** 50歳未満（学生を除く。）で本人及び配偶者の前年の所得が政令で定める基準以下の場合、申請により承認されれば納付が猶予される。

**根拠法令等** 平成16年改正法附則第19条、平成26年改正法附則第14条

●給付の仕組み

国民年金には、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類があり、これに第1号被保険者の独自給付として、付加年金、寡婦年金及び死亡一時金がある。このほか、外国人の脱退一時金や特別一時金がある。

**根拠法令等** 国年法第15条、国年法附則第9条の3の2

**請求** 各年金とも受給に必要な資格を満たしたとき受給権が発生するが、実際に年金を受けるには受給権者が請求をしなければならない。

なお、年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年（死亡一時金は2年）を経過した時、時効によって消滅する。したがって、受給権が発生してから5年以上経過後に年金の請求をした場合は、年金の支給は5年以上遡らない。ただし、年金記録の訂正による年金の増額は、時効によって消滅しない。

**根拠法令等** 国年法第16条、第102条、年金時効特例法第2条

**請求窓口** 第1号被保険者期間のみ有する人は原則として住所地の区市役所・町村役場（302㉟）へ。それ以外の人は住所地の年金事務所（53・312㉟）へ

**支給方法** 2月、4月、6月、8月、10月及び12月に、その前月までの分が支給される。

**根拠法令等** 国年法第18条

**併給調整** 基礎年金とそれに乗せられる報酬比例の年金を一体のものとする一人一年金原則である。異なる支給事由による場合は、どちらか一方は支給停止となる。ただし、65歳以上であれば老齢基礎年金と遺族厚生年金（老齢厚生年金を受け取ることができる場合はその差額）が併給できる。

また、65歳以上で障害基礎年金を受けている場合は、老齢厚生年金又は遺族厚生年金が併給できる。

**根拠法令等** 国年法第20条、国年法附則第9条の2の4

労働基準法による障害補償・遺族補償が受けられるときは、障害基礎・遺族基礎・寡婦の各年金は6年間支給停止される。

**根拠法令等** 国年法第36条、第41条、第52条  
**課税の対象** 老齢基礎年金及び付加年金は、課税の対象となる。

**根拠法令等** 国年法第25条

**物価スライド** 年平均の全国消費者物価指数の変動割合に合わせて翌年の4月分（6月支払）から金額が改定される。また、加算額についても改定される。

**根拠法令等** 国年法第27条の2

●老齢基礎年金

老齢基礎年金は、大正15年4月2日以後に生まれた人を対象とする。

**受給要件** 保険料納付済期間と保険料免除期間及び合算対象期間を合わせた期間（受給資格期間）が25年以上（平成29年8月1日からは10年）ある人が65歳になったときが原則

**根拠法令等** 国年法第26条

なお、次の期間も保険料納付済期間となる。  
①昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの厚生年金保険及び共済組合の被保険者期

間で20歳以上60歳未満の期間 ②昭和61年4月からの国民年金の第2号被保険者期間又は第3号被保険者期間

**合算対象期間** 年金の受給資格期間の計算には算入されるが、年金額の計算には算入されない期間（主な合算対象期間は次のとおり）

- ①被用者年金制度の被保険者等の配偶者で国民年金に任意加入できる期間のうち任意加入しなかった昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの20歳以上60歳未満の期間
- ②昭和61年3月31日までに厚生年金保険から脱退手当金を受けた期間で昭和36年4月以降の期間（昭和61年4月以降に国民年金の保険料納付済期間または保険料免除期間を有する場合に限る。）
- ③日本国民が海外に在住していた昭和36年4月1日以降の期間のうち20歳以上60歳未満の期間
- ④平成3年3月31日以前の期間のうち20歳以上の学生で国民年金に任意加入しなかった期間
- ⑤昭和36年5月1日以後、20歳以上65歳未満の間に日本国籍を得た人の次の期間（20歳以上60歳未満の期間に限る。）

⑦日本国内に住所を有していた期間のうち

昭和36年4月1日から昭和56年12月31日までの期間 ⑧日本国内に住所を有していなかった期間のうち昭和36年4月1日から日本国籍を得た日の前日までの期間

※永住許可を受けた人等についても、政令の定めるところにより同様に取り扱われる。

⑥任意加入被保険者が、その保険料納付を行わなかった期間（60歳未満の期間に限る。）

**根拠法令等** 昭和60年改正法附則第8条  
**受給資格期間の特例** 老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間は生年月日により短縮される。

- ①大正15年4月2日から昭和5年4月1日までに生まれた人は、生年月日に応じて21年から24年までに短縮
- ②昭和31年4月1日以前に生まれた人の厚生年金保険及び共済組合の被保険者期間は、生年月日に応じて20年から24年までに短縮
- ③昭和26年4月1日以前に生まれた人の40歳（女子35歳）以後の厚生年金保険の被保険者期間は、生年月日に応じて15年から19年までに短縮

**根拠法令等** 昭和60年改正法附則第12条  
**年金額** 77万9,300円（月額6万4,941円）。

**老齢基礎年金額の計算方法**

保険料納付済月数 月	+	全額免除月数 月 × 1/3 月 × 1/2	+	(4分の3免除) 4分の1納付月数 月 × 1/2 月 × 5/8	+	(半額免除) 半額納付月数 月 × 2/3 月 × 3/4	+	(4分の1免除) 4分の3納付月数 月 × 5/6 月 × 7/8	=	円
---------------	---	------------------------------	---	--	---	--	---	--	---	---

779,300円 × (480月(加入可能月数) + 上段 + 下段) = 円

全額免除、一部納付の見方： 平成20年度以前の国民年金加入期間、平成21年度以降の国民年金加入期間

(注) ・保険料納付済月数には、第2号被保険者及び第3号被保険者の期間も含まれます。  
 ・一部納付（4分の1納付・半額納付・4分の3納付）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めない或未納扱いとなります。  
 ・学生納付特例期間、若年者納付猶予期間は、追納されない場合、年金額には反映されません。  
 ※付加保険料を納めていた方は、付加年金が加算されます。

ただし、保険料納付済期間が40年に満たない場合は、次の式で計算した額（前ページ参照）

$$77万9,300円 \times (\text{保険料納付月数} + \text{平成21年3月以前保険料全額免除月数の} \frac{3}{10} + \text{平成21年4月以降保険料全額免除月数の} \frac{2}{10} + \text{平成21年3月以前保険料4分の3免除月数の} \frac{2}{10} + \text{平成21年4月以降保険料4分の3免除月数の} \frac{8}{10} + \text{平成21年3月以前保険料半額免除月数の} \frac{3}{10} + \text{平成21年4月以降保険料半額免除月数の} \frac{4}{10} + \text{平成21年3月以前保険料4分の1免除月数の} \frac{6}{10} + \text{平成21年4月以降保険料4分の1免除月数の} \frac{8}{10}) \div (40年 \times 12)$$

ただし、大正15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた人は、生年月日に応じ25年から39年までの納付済期間があれば77万9,300円が支給される。

**根拠法令等** 国年法第27条、昭和60年改正法附則第13条

**振替加算** 厚生年金保険の加給年金額の対象となっていた配偶者で、大正15年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた人は生年月日に応じ22万4,300円から1万5,028円までが加算される。

**根拠法令等** 昭和60年改正法附則第14条

**受給期間** 65歳に達した月の翌月から死亡した月まで

なお、受給資格期間を満たしている人は希望により、受給開始を60歳から64歳までに繰り上げて減額された年金又は66歳以後に繰り下げて増額された年金を受給できる。

**根拠法令等** 国年法第18条、第28条、国年法附則第9条の2

**●障害基礎年金**

**受給要件** ①病気やけがの初診日に被保険者

である人や被保険者であった人で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人が次の二つの要件に該当しているとき。

②病気やけがが治った（症状が固定した）日又は治らずに初診日の日から1年6か月を経過した日（以下これらの日を「障害認定日」という。）に、次の程度の障害の状態（国民年金法施行令別表1級・2級）にあるとき。

1級＝身体障害、結核、精神障害などで日常生活が自分だけでは全くできない程度

2級＝身体障害、結核、精神障害などで日常生活に著しい不自由を来す程度

①初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が被保険者期間の3分の2以上あること。ただし、初診日が平成38年4月1日前の場合は、3分の2の条件を満たさなくても、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ支給される。

②初診日が20歳前にある病気やけがによる障害については20歳になったとき（20歳後に障害認定日があるときはその障害認定日）に1級・2級の障害の状態にあるとき。

**根拠法令等** 国年法第30条、第30条の4、昭和60年改正法附則第20条

**障害基礎年金の特例支給** 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの間に初診日のある傷病による障害については公的年金制度の障害給付の受給権を有したことがない人で、初診日に公的年金に加入していた方で初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が被保険者期間の3分の2以上あり、平成6年11月9日から65

歳に達する日の前日までに1級又は2級の障害状態に該当し、請求すれば②と同様の障害基礎年金が支給される。

**根拠法令等** 平成6年改正法附則第6条

**年金額** 1級障害者は年額97万4,125円、2級障害者は年額77万9,300円（国年法第33条）

**子の加算** 障害基礎年金を受ける人に生計を維持されていた18歳に到達した年度の年度末までの子又は1、2級の障害の状態にある20歳未満の子がいるときは、2人目までは1人につき22万4,300円、3人目以降1人につき7万4,800円が加算される。

**根拠法令等** 国年法第33条の2

**受給期間** 障害認定日の月（事後重症の場合は請求を行った月）の翌月から死亡した月まで、又は1級・2級の障害の状態に該当しなくなったときまで

**根拠法令等** 国年法第18条、第35条

受給要件の②と障害基礎年金の特別支給による障害基礎年金においては、本人の所得が別表（283頁）の限度額を超えるときはその支給の全額又は一部が停止される。

**●遺族基礎年金**

**受給要件** 次のいずれかの要件に該当したとき、死亡した方によって生計維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給

①被保険者が死亡したとき、又は被保険者であった人で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人が死亡したときに死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が被保険者期間の3分の2以上あること。なお、死亡日が平成38年3月31日以前の場合は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前々月までの1年間に保

険料の未納がなければ支給される。

②老齢基礎年金の受給権者が死亡したとき、又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている人が死亡したとき。

**根拠法令等** 国年法第37条、昭和60年改正法附則第20条

**遺族の範囲** ①死亡した人に生計を維持されていた配偶者で18歳に到達した年度の年度末までの子、又は1・2級の障害の状態にある20歳未満の子と生計を同一にしている人 ②死亡した人に生計を維持されていた18歳に到達した年度の年度末までの子、又は1・2級の障害の状態にある20歳未満の子

**根拠法令等** 国年法第37条の2

**年金額** ①配偶者の場合 100万3,600円。子が2人以上のときは2人目に22万4,300円、3人目以降1人につき7万4,800円が加算される。②子の場合 77万9,300円。子が2人以上のときは2人目に22万4,300円、3人目以降1人につき7万4,800円を加算し、その額を子の数で割ったものが1人当たりの額。ただし、配偶者が遺族基礎年金を受けている間、または子に生計を同じくする父や母がいるとき子の遺族基礎年金は支給停止される。

**根拠法令等** 国年法第38条、第39条、第39条の2

**受給期間** 被保険者又は被保険者であった人が死亡した月の翌月から、受給者が次のいずれかに該当する月まで

①死亡 ②婚姻 ③直系血族又は直系姻族以外の養子となったとき（事実上の養子関係含む。）。④子が18歳に到達した年度の年度末、又は1・2級の障害の状態にある子が20歳になったとき。⑤その他

**根拠法令等** 国年法第18条、第40条

## ◆ 第1号被保険者の独自給付

### ●付加年金

**受給要件** 付加保険料を納めた人が、老齢基礎年金の受給権を取得したときに老齢基礎年金に加算して支給される。

**年金額** 200円×付加保険料納付月数

**根拠法令等** 国年法第44条

### ●寡婦年金

**受給要件** 次の三つの要件を満たす夫が死亡し、夫によって生計を維持され婚姻関係が10年以上継続していた65歳未満の妻が寡婦となったとき。

- ①第1号被保険者としての保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が25年（平成29年8月より10年）以上（昭和5年4月1日以前に生まれた人は21年から24年まで）あること
- ②障害基礎年金の受給権者であったことがないこと
- ③老齢基礎年金の支給を受けていないこと

**根拠法令等** 国年法第49条

**年金額** 夫が受けるはずであった老齢基礎年金（第2号被保険者期間・付加年金分を除く）の4分の3

**根拠法令等** 国年法第50条

**受給期間** 夫が死亡した月（妻が60歳未満であったときは60歳になった月）の翌月から妻が65歳になるまで、又は死亡、婚姻したとき、老齢基礎年金を繰り上げ受給したときまで

**根拠法令等** 国民年法第49条、第51条、国民年金法附則第9条の2

### ●死亡一時金

**受給要件** 第1号被保険者として保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免

除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合計した月数が36月以上ある人が、老齢基礎年金・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し遺族基礎年金も支給されないとき、その者と生計を同じくしていた遺族に支給される。

**根拠法令等** 国年法第52条の2

受給できる遺族の範囲と受給順位は、①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

**根拠法令等** 国年法第52条の3

**一時金額** 死亡月の前月までの第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）としての保険料納付済期間に応じて、次のようになっている。

※保険料納付済月数	金額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合計した月数

なお、付加保険料納付済期間が3年以上ある場合には、8,500円が加算される。

**根拠法令等** 国年法第52条の4、国年法附則第5条

**受給調整** 死亡一時金を受ける人が、同時に寡婦年金を受けられるときは、いずれか一つを選択

**根拠法令等** 国年法第52条の6

### ●短期在留外国人の脱退一時金

**受給要件** 第1号被保険者として保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免

除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合計した月数が6か月以上ある外国人が年金を受けられずに帰国したとき、帰国後2年以内の請求により支給される。

一時金額は、請求日の属する月の前月までの第1号被保険者期間のうち最後に納付された月を「基準月」として決定される。

（基準月が平成30年度の場合）

※ 保険料納付済月数	支給額
6か月以上12か月未満	49,020円
12か月以上18か月未満	98,040円
18か月以上24か月未満	147,060円
24か月以上30か月未満	196,080円
30か月以上36か月未満	245,100円
36か月以上	294,120円

※保険料納付済期間の月数と保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する月数を合計した月数

**根拠法令等** 国年法附則第9条の3の2

## ◆ 旧制度の適用者(国民年金)

大正15年4月1日以前に生まれた人又は昭和61年4月1日以前において既に年金受給権のある人は、原則として従来の規定による年金が支給され、その年金額は物価スライドにより維持される。支払方法は2月、4月、6月、8月、10月及び12月に銀行や郵便局を通じて支給される。

また、福祉年金については、老齢福祉年金は従来の規定により支給されるが、障害福祉年金は障害基礎年金、母子・準母子福祉年金は遺族基礎年金にそれぞれ裁定替えされている。

なお、本人などの所得が別表（283頁）の限度額以上のときは支給停止される。

### ●老齢年金・通算老齢年金

**年金額** ①老齢年金額＝〔(2,501円×保険料納付月数) + (2,501円×保険料免除月数の3分の1)〕×改定率 + {[968円×(300-被保険者期間の月数)] × [(保険料納付月数+保険料免除月数の2分の1) ÷ 被保険者期間の月数]} × 改定率 + [(200円×付加保険料納付月数)]

②通算老齢年金額＝〔(2,501円×保険料納付月数) × 改定率 + (2,501円×保険料免除月数の3分の1)〕 × 改定率

**受給期間** 65歳に達した月の翌月から死亡した月まで。また、繰上げ、繰下げ制度もある。

### ●老齢福祉年金

老齢福祉年金は、国民年金制度発足当時高齢だった人に支給される経過的老齢福祉年金と、国民年金の保険料納付済期間が短いため旧法の老齢年金を受けることができない人に支給される補完的老齢福祉年金からなっている。

**受給要件** ①明治44年4月1日以前に生まれた人が70歳になったとき。 ②大正5年4月1日までに生まれた人で、加入後の保険料納付済期間の短い人が一定期間保険料を納付し70歳になったとき。

**年金額** 年額39万9,300円

**支給停止** 老齢福祉年金は、全額国庫負担で支払われるため、所得や公的年金の受給状況により支給の制限がある。

①受給権者本人、又は配偶者・扶養義務者の所得が別表（283頁）の限度額以上のときは全額支給停止。配偶者・扶養義務者の前年の所得が365万円（扶養親族が1人の場合。1人増えるごとに21万3,000円を加算）以上ある場合は、年額8万6,100円を支給停止

②本人が文官恩給、厚生年金保険など一般の

公的年金（労災保険の年金としての給付を含む。）を受けている場合、その公的年金が71万2,000円を超えるときは全額支給停止、71万2,000円未満のときは71万2,000円と公的年金との差額の範囲で、老齢福祉年金の額を限度として支給。ただし、増加恩給・公務扶助料など戦争公務による公的年金（給付額が階級により差があるもの場合は、当時の階級が大尉又はこれに相当するもの以下に限る。）を受けているときは全額併給

**支給方法** 区市役所・町村役場(302㉟)へ請求し、4月、8月及び12月にその前月までの分が金融機関・郵便局を通じて支給される。なお、12月支給分は希望により11月に支給される。

## ⊕ 特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に鑑み、福祉的措置として「特別障害給付金」が給付される。

**請求手続窓口** 認定の請求は区市役所・町村役場（302㉟）

## ⊕ 厚生年金保険

※被用者年金一元化法の内容は含んでおりません。詳細は各年金事務所（53・312㉟）へ。

### ●被保険者

厚生年金保険の被保険者となる人は、健康保険の被保険者（178㉟）となる人に同じで、そのほか船員も含まれ、適用事業所に使用される70歳未満の人が強制加入する。

**根拠法令等** 厚年法第9条

被保険者には、一般男子、女子、坑内員・船員、高齢任意加入被保険者、第四種被保険

者の種別がある。

**高齢任意加入被保険者** 70歳以上の在職者であって、老齢基礎年金や老齢厚生年金（旧厚生年金保険の老齢年金・通算老齢年金、旧国民年金の老齢年金・通算老齢年金などを含む。）の受給資格期間を満たしていない人が受給資格期間を満たすまで希望により加入する制度（保険料は全額被保険者負担（事業主の同意があるときは、事業主と被保険者で折半して負担することもできる。）。加入手続は事業所を受け持つ年金事務所(53・312㉟)へ

**根拠法令等** 厚年法附則第4条の3、4条の5

### ●保険料

厚生年金保険の保険料は、被保険者の報酬に応じて一定の割合で決められる。報酬を基に標準報酬月額を決め、保険料計算の基礎としている。標準報酬月額表は293㉟を参照

**根拠法令等** 厚年法第81条

**保険料率** 標準報酬月額及び標準賞与額に次の保険料率をかけたものを事業主と被保険者で折半して負担。ただし、高齢任意加入被保険者及び第四種被保険者は原則全額被保険者負担

なお、厚生年金基金加入事業所の被保険者は料率が異なる。

**根拠法令等** 厚年法第81条

一般、坑内員・船員ともに 18.300%（平成29年9月分より）

**免除** 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）により3歳未満の子を養育するための育児休業等をしている被保険者が届出をした場合、育児休業等を開始した日の属する月から育児休業終了日の翌日が属する月の前月までの期間の保険料が免除される。

また、産前産後休業をしている被保険者が届出をした場合、産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業（産前6週間産後8週間）が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間の保険料が免除される。

**根拠法令等** 厚年法第81条の2、第81条の2の2

**標準報酬月額** 標準報酬月額は健康保険(179㉟)と同様

**根拠法令等** 厚年法第21条、第22条、第23条

**賞与に対する保険料** 賞与金額から1000円未満を切り捨てた額を標準賞与額とし、保険料率を掛けて算出する。標準賞与額は、1か月当たり150万円を上限とする。

**根拠法令等** 厚年法第24条の4、第81条

**納付** 事業主が毎月の給料から前月分の保険料を控除して納付（賞与は当該賞与から）

**根拠法令等** 厚年法第84条

### ●給付の仕組み

厚生年金保険には、老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の各年金と障害手当金がある。

**根拠法令等** 厚年法第32条

**請求** 各年金とも受給に必要な資格を満たしたとき受給権が発生するが、実際に年金を受けるためには受給権者が請求をしなければならない。請求窓口は請求者の住所地を受け持つ年金事務所(53・312㉟)

なお、年金の支給が決定されると、受給権の発生時まで遡るが、年金の支給は5年で時効になる。ただし、年金記録の訂正による年金の増額分は、時効が適用されない。

**根拠法令等** 厚年法第33条、第92条、年金時効特例法第1条

**支給方法** 2月、4月、6月、8月、10月及

び12月に、その前月までの分が銀行や郵便局を通じて支給される。

**根拠法令等** 厚年法第36条

**併給調整** 二つ以上の年金が受けられる場合は、本人の選択によりそのうちの一つが支給されるが、遺族厚生年金の場合には例外がある。また、障害基礎年金と老齢厚生年金又は遺族厚生年金は併給できる。

なお、労働基準法による障害補償・遺族補償が受けられるときは、障害厚生年金・遺族厚生年金は6年間支給停止となる。

**根拠法令等** 厚年法第38条、第54条、第64条

**課税対象** 老齢厚生年金は、課税の対象となる。

**報酬比例の年金額** 厚生年金保険の各年金の額は、報酬比例の年金額と加給年金額とによって決められる。報酬比例の年金額は、平均標準報酬月額×(1,000分の9.5~1,000分の7.125)×平成15年3月までの被保険者期間の月数+平均標準報酬額×(1,000分の7.308~1,000分の5.481)×平成15年4月以降の被保険者期間の月数

平均標準報酬月額に乗じる乗率は生年月日に応じて異なる。なお、前回の法改正前の給付水準を保障するために従前額の保障の規定が設けられている。

**根拠法令等** 厚年法第43条

**加給年金額** 老齢厚生年金または障害厚生年金について年金受給者によって生計を維持されている配偶者（老齢厚生年金の場合は配偶者または子）がいる場合に支給される 年額=配偶者は22万4,300円、第1子と第2子は1人につき22万4,300円、第3子以降は1人につき7万4,800円。支給対象は年金受給者によって生計を維持されている配偶者、18歳に到達

した年度の年度末までの子、又は1、2級の障害の状態にある20歳未満の子。配偶者が老齢厚生年金（加入期間が20年以上など）又は障害厚生年金などの支給を受けられるときは、その配偶者に対する加給年金は支給停止される。

**根拠法令等** 厚年法第44条、第50条の2

**●65歳からの老齢厚生年金**

**受給要件** 厚生年金保険の被保険者期間のある人が老齢基礎年金の受給権を得て、65歳になったとき

**根拠法令等** 厚年法第42条、厚年法附則第14条

**年金額** 報酬比例部分+経過的加算額+加給年金額

報酬比例部分と加給年金額の計算方法は60歳代前半の老齢厚生年金と同じ

**根拠法令等** 厚年法第43条

**経過的加算額** 20歳前や、60歳以後の被保険者期間のある人や昭和36年4月前の厚生年金保険の被保険者期間がある人などに加算。加算額＝〔定額単価（生年月日により異なる。）×被保険者期間の月数（生年月日により480か月を限度）〕－（厚生年金保険の被保険者期間に係る老齢基礎年金額）

**根拠法令等** 昭和60年改正法附則第59条

**受給期間** 受給権が発生した月の翌月から死亡した月まで。なお、66歳以降70歳までの間で繰り下げて受け取ることができる。

**根拠法令等** 厚年法第36条、第45条、第44条の3

**在職による年金調整**

受給者が厚生年金保険の被保険者である場合、老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額（その月の標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の合計額の12分の1）の合計

額が46万円を超えると、超えた分の2分の1に相当する額の年金が支給停止される（月額）。

なお、老齢基礎年金は支給停止されない。

**根拠法令等** 厚年法第46条

**●60歳代前半の老齢厚生年金**

**受給要件** 厚生年金保険に1年以上加入していた人が、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし、60歳になったとき。ただし、男子は昭和16年4月2日以降、女子は昭和21年4月2日以降に生まれた人は定額部分の支給開始年齢が61歳から65歳までとなり、60歳からその年齢到達までは報酬比例部分の年金のみが支給される。さらに、男子は昭和28年4月2日以降、女子は昭和33年4月2日以降に生まれた人は、報酬比例部分の支給開始年齢が61歳から65歳までとなる。

なお、昭和16年4月2日から昭和24年4月1日まで（女子は昭和21年4月2日から昭和29年4月1日まで）に生まれた人は「全部繰上げの老齢基礎年金」又は「一部繰上げの老齢基礎年金」が請求できる。

また、昭和28年4月2日から、昭和36年4月1日まで（女子は昭和33年4月2日から、昭和41年4月1日まで）に生まれた人は、老齢基礎年金と同時に繰上げ請求できる。

**根拠法令等** 厚年法附則第8条、第8条の2、平成6年改正法附則第27条、国年法附則第9条の2、第9条の2の2

**年金額** 定額部分+報酬比例部分+加給年金額 ①定額部分〔定額単価（生年月日により異なる）×被保険者期間の月数（生年月日により480か月を限度）〕 ②報酬比例部分平均標準報酬月額×（1,000分の9.5～1,000分の7.125）×平成15年3月までの被保険者期間の月数+平均標準報酬額×（1,000分の7.308

～1,000分の5.481）×平成15年4月以降の被保険者期間の月数。平均標準報酬月額に乘じる乗率は生年月日に応じて異なる。

なお、前回の法改正前の給付水準を保障するために本来水準と従前保障額のそれぞれの計算式により算出した年金額を比較し、いずれが高い年金額を支払うこととなる（下図参照）。

**本来水準・従前保障額の計算方法**

定額部分

$$\frac{1.625 \times 0.998}{(\text{平成29年度改定額})} \times \text{月} \times \text{月数}$$

（生年月日に応じた率1.875～1.000）

= 円(小数点以下四捨五入)

本来水準

（平成15年3月以前の被保険者期間分）

$$\frac{\text{平均標準報酬月額} \times \text{月} \times \text{月数}}{1000}$$

（旧乗率の総報酬前給付乗率9.5～7.125）

+

（平成15年4月以降の被保険者期間分）

$$\frac{\text{平均標準報酬月額} \times \text{月} \times \text{月数}}{1000}$$

（旧乗率の総報酬前給付乗率7.308～5.481）

従前保障額

（平成15年3月以前の被保険者期間分）

$$\frac{\text{平均標準報酬月額} \times \text{月} \times \text{月数}}{1000}$$

（旧乗率の総報酬前給付乗率10.0～7.5）

+

（平成15年4月以降の被保険者期間分）

$$\frac{\text{平均標準報酬月額} \times \text{月} \times \text{月数}}{1000}$$

（旧乗率の総報酬前給付乗率7.692～5.769）

×0.997（小数点以下四捨五入）

= 円(小数点以下四捨五入)

③加給年金 配偶者は22万4,300円、第1子と第2子は1人につき22万4,300円、第3子以降は1人につき7万4,800円（老齢厚生年金を受けている方の生年月日に応じて配偶者の

加給年金額に、3万3,100円～16万5,500円が特別加算される。）

**在職による支給調整**

受給者が厚生年金保険の被保険者である場合、老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額（その月の標準報酬月額+その月以前の1年間の標準賞与額の合計額の12分の1）に応じて老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止となる。

**根拠法令等** 厚年法附則第11条～11条の4、13条の6 平成6年改正法附則第21条

**●70歳以上の人の在職による老齢厚生年金の支給調整**

70歳以上の受給者が就労している場合、65歳からの老齢厚生年金における在職による支給調整と同じ仕組みによる老齢厚生年金の支給調整が行われる。

**根拠法令等** 厚年法第46条

**●雇用保険との支給調整**

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、雇用保険法による失業給付（基本手当）を受給している間は、特別支給の老齢厚生年金は支給停止となる。

また、厚生年金の被保険者であって、高年齢雇用継続給付を受給している場合は、在職中の老齢年金の支給調整に加え最大で標準報酬月額の6%の額が支給停止となる。

**根拠法令等** 厚年法附則第11条の5、第11条の6

**●障害厚生年金・障害手当金**

**受給要件** 病気やけがの初診日に被保険者である人で、次の二つの要件に該当しているとき。

①障害認定日（192㉟）に、次の程度の障害の状態（1級と2級は国民年金と同じ、3級は厚生年金保険法施行令別表1）にあるとき

(厚年法第47条)。また、障害手当金は初診日から5年以内に治っているとき。

**根拠法令等** 厚年法第47条、第55条

1級＝身体障害、結核、精神病などで日常生活が自分だけでは全くできない程度

2級＝身体障害、結核、精神病などで日常生活に著しい不自由を来す程度

3級＝身体障害、結核、精神病などで労働が著しい制限を受ける程度

障害手当金＝3級の障害よりやや軽い程度

②障害基礎年金を受けるために必要な納付要件(192㉟)を満たしているとき。なお、65歳に達するまでに症状が悪化した場合に請求できる事後重症の取扱いや、複数の障害を併合して認定する併合認定の取扱いがある。

**根拠法令等** 厚年法第47条の2、第47条の3

**年金額** ①1級＝報酬比例の年金額の125%＋配偶者加給年金額 ②2級＝報酬比例の年金額＋配偶者加給年金額 ③3級＝報酬比例の年金額(最低保障額58万4,500円) ④障害手当金(一時金)＝報酬比例の年金額(物価スライド分を除く。)の200%(最低保障額116万9,000円)。①、②、③、④ともに被保険者期間が300か月未満の場合は300か月として計算される。

**根拠法令等** 厚年法第50条、第57条

**受給期間** 障害厚生年金は障害認定日の月(事後重症の場合は請求を行った月)の翌月から死亡した月まで、又は3級よりも軽くなった月まで

**根拠法令等** 厚年法第53条

**●遺族厚生年金**

**受給要件** 次のいずれかに該当したとき、その遺族に支給。なお、死亡には行方不明なども含む。

①被保険者が死亡したとき。②被保険者期間中に初診日のある病気やけががもとで、初診日から5年以内に死亡したとき。③1級又は2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき。④保険料納付済期間と保険料免除期間及び合算対象期間を合わせた期間(受給資格期間)が25年以上ある人(受給中の人を含む。)が死亡したとき。ただし、①と②は遺族基礎年金を受けるために必要な納付要件(193㉟)を満たしていることが必要

**根拠法令等** 厚年法第58条

**遺族の範囲** 死亡した人に生計を維持されていた次の人、①配偶者(夫は55歳以上であること) ②18歳に到達した年度の年度末までの子(1・2級の障害状態の場合は20歳未満) ③55歳以上の父母 ④18歳に到達した年度の年度末までの孫(1・2級の障害状態の場合は20歳未満) ⑤55歳以上の祖父母

**根拠法令等** 厚年法第59条

**年金額** 報酬比例の年金額の75%。被保険者期間が300か月未満は300か月として計算される。

**受給期間** 被保険者や被保険者であった人が死亡した月(遺族の範囲の③と⑤の人は60歳になった月)の翌月から、受給者が次のいずれかに該当する月まで

①死亡 ②婚姻 ③子や孫の場合18歳に到達した年度の年度末又は1・2級の障害状態にあった場合は20歳到達まで ④その他

**中高齢加算額** 受給権者である妻が次のいずれかに該当したとき、40歳から65歳になるまで58万4,500円が加算される。①夫の死亡当時40歳以上65歳未満で子のない妻 ②夫の死亡当時子のある妻で、全ての子が18歳到達年度の年度末に達した時点で、40歳以上65歳

未満の妻

**●離婚時における厚生年金の分割**

離婚した場合に、当事者からの請求により婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録(当事者2人の合計)を分割することができる。事実婚関係を解消した場合も対象となるが、当事者の一方が国民年金の第3号被保険者と認められていた期間に限られる。

分割割合(婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録の当事者間の合計のうち、分割を受ける側の分割後の持ち分となる割合をいう。以下「**按分割合**」という。)の上限は50%とし、下限は分割を受ける側の分割前の持ち分にあたる割合となる。**按分割合**は、当事者間の合意又は裁判手続により定めることとなる。

なお、この**按分割合**を定めるため、厚生労働大臣(年金事務所)に厚生年金の保険料納付記録の情報提供の請求をする必要がある。

**分割の要件**

- ①平成19年4月1日以後に、離婚や事実婚関係の解消していること。
- ②当事者の合意や裁判手続により年金分割の按分割合を定めたこと。
- ③請求期限(原則、離婚した日の翌日から2年)を経過していないこと。

**国民年金第3号被保険者(被扶養配偶者)期間の取扱い**

平成20年5月1日以後に離婚等をした場合、平成20年4月以降の国民年金の第3号被保険者と認められていた期間にかかる相手方の厚生年金の保険料納付記録については、当事者間の合意や裁判手続によることなく2分の1に分割することができる。

**根拠法令等** 厚年法第78条の2～21

**請求窓口** 情報提供請求、分割請求とも住所地の年金事務所(53・312㉟)へ

**●脱退手当金**

脱退手当金は、昭和16年4月1日以前に生まれた人で老齢厚生年金を受けられないときに、本人の請求により支給される。脱退手当金を受けると、それまでの被保険者期間は、老齢厚生年金などを受けるための被保険者期間にすることはできない。

**受給要件** 次の五つの要件に該当するとき

- ①被保険者期間が5年以上で、老齢厚生年金(または旧厚生年金法の老齢年金)の受給資格期間を満たしていないこと。
- ②被保険者資格を喪失していること。
- ③60歳以上であること。
- ④老齢厚生年金(または旧厚生年金法の通算老齢年金)・障害厚生年金(または旧厚生年金法の障害年金)の受給資格がないこと。
- ⑤既に脱退手当金の額以上の障害厚生年金(または、旧厚生年金法の障害年金)、障害手当金を受けていないこと。

**手当金額** 平均標準報酬月額1.1～5.4か月分

**●短期在留外国人の脱退一時金**

**受給要件** 厚生年金保険の被保険者期間を6か月以上有する外国人が年金を受けられずに帰国したとき、帰国後2年以内の請求により支給

**一時金額** 平均標準報酬額に支給率を乗じた額 支給率は保険料率(厚生年金保険の被保険者期間の最終月(資格喪失した日の属する月の前月)が1～8月のときは前々年の10月、9～12月のときは前年の10月の保険料率)×1/2に下表の被保険者期間に応じた月数を乗じて算出する。

被保険者期間	月数
6か月以上12か月未満	6
12か月以上18か月未満	12
18か月以上24か月未満	18
24か月以上30か月未満	24
30か月以上36か月未満	30
36か月以上	36

根拠法令等 厚生法附則第29条

## ☎ 旧制度の適用者(厚生年金保険)

大正15年4月1日以前に生まれた人、又は昭和61年4月1日前において既に年金受給権のある人は、原則として従来の規定による年金が支給され、その年金額は物価、賃金の変動と現役世代の人口の減少を考慮して年度ごとに改定される。

年金は2月、4月、6月、8月、10月及び12月に銀行や郵便局を通じて支給される。

### ●老齢年金・通算老齢年金

**年金額** ①基本年金額は定額部分(3,053円×改定率×被保険者期間の月数)＋報酬比例部分(平均標準報酬月額×1,000分の9.5×被保険者期間の月数) ②加給年金額は老齢厚生年金と同じ(1983年)

**受給期間** 受給権の発生した月の翌月から死亡した月まで

### ●障害年金

**年金額** ①1級障害年金 基本年金額の125%＋加給年金額 ②2級障害年金 基本年金額＋加給年金額 ③3級障害年金 基本年金額の75%(この額が77万9,300円に満たないときは77万9,300円)

※基本年金額は老齢年金の計算式と同じ

**受給期間** 障害厚生年金と同じ(1993年)

### ●遺族年金・通算遺族年金

**年金額** 基本年金額の50%(遺族年金については、この額が77万9,300円に満たないときは77万9,300円)

なお、妻が遺族年金を受給する場合、加給年金額と寡婦加算額が加算される。

※基本年金額は老齢年金の計算式と同じ

**受給期間** 遺族厚生年金と同じ(2003年)

## ☎ 旧令共済組合員期間の特例

次の旧令共済組合の組合員であった期間、厚生年金保険の被保険者期間又は国民年金の第1号被保険者期間と合算し、特例による老齢年金を受けられる。また、昭和17年6月から20年8月までの組合員期間は、老齢厚生・特例老齢・特例遺族の各年金について厚生年金保険の被保険者期間とみなす。

- ①陸軍 ②海軍 ③朝鮮総督府通信官署 ④朝鮮総督府交通局 ⑤台湾総督府専売局 ⑥台湾総督府営林 ⑦台湾総督府交通局通信 ⑧台湾総督府交通局鉄道

**国民年金の老齢年金の特例** 第1号被保険者として1年以上の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む。)と旧令共済組合の期間を合算し25年以上ある人が65歳になったとき支給

**厚生年金保険の特例老齢年金** 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あるが、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人で、厚生年金保険の被保険者期間と旧令共済組合の期間を合算して20年以上ある人が60歳以上(在職中のときの支給停止は特別支給の老齢厚生年金の場合(1983年)と同じ。)であるとき支給

## ☎ ねんきんネット

年金加入記録の照会、年金見込額の試算、

持ち主の分からない記録の検索、電子板「ねんきん定期便」や各種通知書の確認など、年金に関するインターネットサービス。利用にはユーザーIDの取得が必要。詳細は日本年

金機構ホームページ又は「ねんきん定期便、ねんきんネット等専用ダイヤル」

☎0570-058-555

☎6700-1144(050で始まる電話からかける場合)

## 船員保険

船員保険は、船員の健康保険相当部分(職務外疾病部門)と船員労働の特性に応じた独自・上乘せ給付を行う。全国健康保険協会が運営している。

**問合せ** 職務外疾病の保険給付、疾病任意継続、被保険者証、船員保険の独自・上乘せ給付に関することについては

全国健康保険協会船員保険部

☎0570-300-800(全国どこからでも市内通話料で利用可能)

☎6862-3060(IP電話・PHSの場合。通話料金は全額利用者負担)

適用・保険料については

日本年金機構新宿年金事務所 ☎03-5285-8611

## 融 資

### ☎ 公的年金担保融資

年金を受給している人が、その年金の受給権を担保に小口資金の融資を受けられる制度 ※生活費や旅行での用途ではご利用いただけません。

**融資対象** 厚生年金保険、国民年金または労働者災害補償保険の年金受給者

※各種共済年金、恩給、老齢福祉年金、特別障害給付金、各種基金は対象にならない。

**対象にならない方** 生活保護受給中の方 過去に年金担保融資を利用中に生活保護を受給し、生活保護廃止後5年を経過していない方

**融資額** 次の3つの要件を満たす額の範囲内①10万円から200万円(ただし、資金用途が「生活必需物品の購入」の場合は10万円から80万円)までの範囲内、②受給している年

金の年額の0.8倍以内、③1回あたりの定額返済額の15倍以内(2年6か月以内で返済)

**利率** (借入申込時の利率による固定金利) 年金担保融資:年2.1%(平成30年4月1日現在)

労災年金担保融資:年1.4%(平成30年4月1日現在)

**返済方法** 1回あたりの年金支給額より、1/3以下の一定額を返済に充てる。

**保証人** 連帯保証人(審査基準有)が必要。信用保証機関による信用保証制度利用可

**申込み** 「独立行政法人福祉医療機構(代理店)」と表示された金融機関(年金受取機関)の店舗

**問合せ** 独立行政法人福祉医療機構年金貸付部年金貸付課(〒105-8486 港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル10階

☎3438-0224)

## 不服申立て

被保険者や年金受給権者が保険料や給付などの処分について不服があるとき、審査を請求し必要な権利、利益の救済を求めることができる。請求は原則として文書または口頭による。請求期間は処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内

**国民健康保険・後期高齢者医療制度** 審査内容は①保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は②保険料その他徴収金に関する処分。請求先は東京都国民健康保険審査会（国保）・東京都後期高齢者医療審査会（後期高齢者医療）福祉保健局保健政策部内

**根拠法令等** 国保法第91条（国保）高齢者医療確保法第128条（後期高齢者医療）

**担当課** 福祉保健局保健政策部国民健康保険課  
☎5320-4163(直通)  
32-881-882(内線)

**健康保険・厚生年金保険・国民年金・船員保険**

審査内容は次の点に関する処分。ただし、国民年金は②を除く。

①被保険者資格 ②標準報酬 ③保険給付  
④保険料その他徴収金。請求先は社会保険審査官又は処分を行った機関（関東信越厚生局内）  
☎048-615-0200(直通)

ただし、健康保険、厚生年金保険及び船員保険の④は社会保険審査会（〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省保険局内）

なお、審査請求に対する社会保険審査官の決定に不服があるときは、社会保険審査会に再審査請求もしくは裁判所への処分取消の訴えのいずれかを本人が選択できる。

**根拠法令等** 国年法第101条・厚年法第90条、第91条・健保法第189条、第190条・船保法第138条、第139条

## 雇用保険

雇用保険は、昭和50年4月1日から全面適用となり、一人でも労働者を雇用している事業主は、法律で加入が義務付けられている。なお、パートタイマー等であっても、一定の要件を満たす場合に被保険者となる。保険料は、事業主と被保険者がそれぞれ決められた割合に応じて負担することとなっている。

**求職者給付** 雇用保険の基本手当は、一般被保険者が離職した場合、支給される。受給する要件は、原則として、離職の日以前2年間に被保険者期間が12か月（特定受給資格者又

は特定理由離職者については、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月でも可）以上ある人で、働く意思と能力があるにもかかわらず、職業に就くことができない人に支給される。給付を受けるには、本人の住所を管轄する公共職業安定所で受給資格決定の手続きを行い、その後失業している間は「失業の認定」を受けることが必要となる。基本手当の日額は、原則として離職した日の直前6か月に支払われていた賃金を平均した1日分の4.5割から8割で、給付日数は離職した理由や雇用

保険に加入していた期間、離職時の年齢等に応じ、90日から360日となっており、原則として離職後1年間に限り支給を受けることができる。

**受給期間の延長** 出産・育児・疾病・負傷等一定のやむを得ない理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことができなかった日数だけ、受給期間を延長することができる。ただし、延長できる期間は最大限3年間となっている。

延長の申請期間は、働くことができなくなった日から、30日経過した後早期に行うこと。

**雇用継続給付** 60歳から65歳未満の高年齢者の雇用継続を援助・促進することを目的とした高年齢雇用継続給付と、育児・介護休業を取得しやすくし、その後の円滑な職場復帰を援助・促進することを目的とした育児休業給付・介護休業給付がある。

高年齢雇用継続給付には、60歳以降一般被保険者として雇用され、60歳時点に比べ賃金が75%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に支給される「高年齢雇用継続基本給付金」と、雇用保険の基本手当を受給し、

支給残日数を100日以上残し、再就職して被保険者となったこと等、一定の要件を満たした場合に支給される「高年齢再就職給付金」とがある。

育児休業給付は、雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が、原則、1歳に満たない子を養育するための育児休業を取得し、育児休業中の賃金が休業開始時に比べ80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に支給される（一定の要件に該当した場合は、最長2歳に達する前日まで延長可。）。)

介護休業給付は、雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が、対象家族を介護するための休業を取得し、介護休業中の賃金が休業開始時に比べ80%未満に低下した等、一定の要件を満たした場合に支給される。

上記給付金は、全て申請が必要。詳細は、最寄りの公共職業安定所へ。

**問合せ** 公共職業安定所(ハローワーク)  
(35-307☎)

## 労災保険

労働者を使用している全ての事業主（農林・水産業の一部を除く。）は、法律で加入手続きが義務付けられている。

また、平成22年1月より、船員を使用する事業主についても労災保険の加入手続きが義務付けられた。労災保険は常用・臨時を問わず全ての労働者が対象者となり、企業単位ではなく事業場（場所）単位で適用されるため、原則として勤務先の所在地を管轄する労働基

準監督署へ手続を行うこととなる。また、保険料は事業主が全額負担することとされている。

①業務上の事由で負傷（疾病）したときは労災指定医が必要な診療を無料で受けられる。やむを得ず労災指定医以外の医療機関で診療を受けた場合は、一時費用を立替払い、後で支払を受けることになる（ただし、必要と認められた額）。



②業務上の負傷（疾病）により、療養のため労働することができず、賃金の支給が受けられない場合、4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の6割の休業補償給付と2割の休業特別支給金が支給される。療養を始めてから1年6か月経っても傷病が治らない場合には、休業補償給付にかえて傷病補償年金が支給される場合もある。

また、症状固定（治ゆ）後に身体に障害が残った場合は、障害の程度に応じて障害補償年金か一時金が支給される。

③業務上の事由により死亡した場合は、遺族補償年金か一時金、葬祭料が支給される。

④通勤災害の場合も業務災害に準じて給付される。

詳細は、労働基準監督署へ。